

仙北市空き家家財道具等整理補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙北市内の空き家を有効活用し、定住による活力あるまちづくりを推進するため、仙北市空き家情報登録制度に登録している空き家（以下「登録物件」という。）を売買する場合、登録物件所有者に対し、登録物件の家財道具等を処分する費用の一部を補助することにより、仙北市空き家情報登録制度の利用促進を図るものとし、その交付に関しては、仙北市補助金等交付規則（平成17年仙北市規則第39号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 登録物件の所有者
 - (2) 市税及び市納付金を滞納していない者
- 2 前項に定める登録物件所有者には、宅地建物取扱業者又は不動産業者を含まないものとする。

(交付対象物件及び事由)

第3条 この補助金の交付対象物件は、登録物件であり、売買契約が成立した場合とする。

- 2 前項の場合において登録物件の買い手は、3親等以外の者、宅地建物取扱業者又は不動産業者以外の者に限る。
- 3 交付対象物件に対する補助金の交付は1回限りとする。

(補助金の額)

第4条 この補助金の額は、登録物件1件につき家財道具等の処分に要する経費の2分の1とし、10万円を上限とする。

(補助金の申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、交付対象物件の家財道具等の処分を行う日より前に、仙北市空き家家財道具等整理補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 売買契約書の写し
- (2) 家財道具等の処分費用の見積書
- (3) 家財道具等を処分する前の状況写真

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、仙北市空き家家財道具等整理補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は取り下げをするときは、仙北市空き家家財道具等整理補助金変更（取下げ）承認申請書（様式第3号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、仙北市空き家家財道具等整理補助金変更（取下げ）承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、交付対象物件の家財道具等の処分が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い期日までに、仙北市空き家家財道具等整理補助金実績報告書（様式第5号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 家財道具等の処分費用の領収書
- (2) 家財道具等を処分した後の状況写真

(補助金の確定)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、仙北市空き家家財道具等整理補助金交付額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 交付決定者が補助金を請求するときは、仙北市空き家家財道具等整理補助金請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、補助金の交付請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱及び仙北市補助金等交付規則の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正行為があったとき。
- (3) 市長が特に適当でないと認めたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第6号（第9条関係）

様式第7号（第10条関係）